



迁移、迁出、出国时的必要手续

●在姬路市内改变住址时

从迁居日算起14天以内，请本人或同居的家属提出申报。未满16岁者请由同居的家属代为申报。

必要的文件：在留卡或者特别永住者证明书、个人编号(My number)卡(只限持有人)、国民健康保险证(只限加入保险者)等

●迁出姬路市时

从迁出日算起14天以内，请本人或同居的家属提出申报。未满16岁者请由同居的家属代为申报。

当登录事项发生变更时 P.21

●暂时离开日本时

◇想获得再入国许可时

持有有效护照及在留卡，或持有特别永住者证明书的外国人，如在出国时表明在出国后1年以内(特别永驻者为2年以内)再次进入日本的意愿，原则上不需要申请再入国许可(“认定再入国制度”)。

利用“认定再入国制度”出国时，其有效期不可在海外延长。如果在离开日本后1年以内(特别永住者为2年以内)没有再入国，将丧失在留资格，敬请注意。

大阪出入国在留管理局神戸分局姫路港办事处
电话：079-235-4688

如果暂时离开日本的期间较长时，请办理电、煤气、电话、自来水等的暂停手续。

咨询

电和煤气请联系您所签约的零售电事业者、煤气零售事业者。

NTT西日本 电话：116 (通话费免费)
※用手机・PHS的话，请拨打
电话：0800-2000116 (通话费免费)
姫路市水道料金中心(自来水收费中心)
电话：079-221-2711

●出国(离开日本)时

请向市政厅提交迁出申请书。必须将在留卡或者特别永住者证明书返还给你出国机场(海港)的入国审查官(获得再入国许可时不需要)。加入国民年金者，请办理“出国后脱离年金补助费”的申请手续。

有关在留的手续 P.19

移転・転出・出国の際に必要な手続きは



●姫路市内で住所が変わったとき

転居から14日以内に、本人又は同居の家族が届けてください。16歳未満の場合は同居の家族が代理申請してください。

必要な書類：在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカード(お持ちの方のみ)、国民健康保険証等(加入している方のみ)など

●姫路市外へ転出するとき

転出日から14日以内に本人又は同居の家族が届けてください。16歳未満の場合は同居の家族が代理申請してください。

登録事項に変更が生じたときは P.22

●日本から一時出国するときは

◇再入国許可を取得したいときは

有効な旅券及び在留カード又は特別永住者証明書を所持する外国人の方が、出国の際に、出国後1年以内(特別永住者については2年以内)に再入国する意図を表明する場合は、原則として再入国許可の必要はありません(「みなし再入国制度」)。

みなし再入国制度で出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内(特別永住者については2年以内)に再入国しなければ、在留資格が失われますので、ご注意ください。

大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所
☎079-235-4688

一時出国期間が長期にわたる場合は電気、ガス、電話、水道などの一時停止手続きをしておきましょう。

問い合わせ先

電気・ガスについてはご契約先の小売電気事業者・ガス小売事業者へ連絡をお願いします。

NTT西日本 ☎116 (通話料無料)
※携帯電話・PHSからは
☎0800-2000116 (通話料無料)
姫路市水道料金センター ☎079-221-2711

●出国の際には

市役所に転出届をしてください。出国する空(海)港の入国審査官に在留カードまたは特別永住者証明書を返納しなければなりません(再入国許可を受けている時は不要)。国民年金に加入されていた方は出国後脱退一時金の請求手続きをしてください。

在留のための手続き P.20